

別表第十六 小規模の廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類及びばいじんの量(第六十二条関係)

区分	標準状態に換算した総排出物一立方メートルに含まれるダイオキシン類の量(単位 ナノグラム)	標準状態に換算した総排出物一立方メートルに含まれるばいじんの量(単位 グラム)
平成十三年三月三十一日までに設置された小規模の廃棄物焼却炉	一〇(平成十四年十一月三十日までは、八〇)	〇・二五
平成十三年四月一日以後に設置された小規模の廃棄物焼却炉	五	〇・一五

備考

- 一 この表の中欄に掲げるダイオキシン類の量は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成十一年総理府令第六十七号)第二条第一号に定める方法により測定し(換算する酸素の濃度は十二パーセントとする。)、同規則第三条で定めるところにより算出されたダイオキシン類の量とする。
- 二 この表の下欄に掲げるばいじんの量は、条例別表第七 一の部(二)の款アの項(イ)の表の備考一の式により算出されたばいじんの量とする(換算する酸素の濃度は十二パーセントとする。)